

議案第 3 号

財産台帳整備に伴う公の施設等の位置の整備に関する条例の制定について
財産台帳整備に伴う公の施設等の位置の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 3 年 6 月 1 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

財産台帳の整備に伴い公の施設等の位置の規定を整備するため、関連する条例の一部を改正するものである。

財産台帳整備に伴う公の施設等の位置の整備に関する条例

(富津市公告式条例の一部改正)

第1条 富津市公告式条例(昭和46年富津市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表中「小久保2958番地の1」を「小久保3014番地」に改める。

(富津市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 富津市立保育所の設置及び管理に関する条例(昭和46年富津市条例第43号)の一部を次のように改正する。

別表位置の欄中「下飯野 331番地の1」を「下飯野332番地6」に、「絹656番地の2」を「絹656番地2」に、「佐貫 183番地の4」を「佐貫143番地2」に、「数馬 577番地」を「数馬579番地」に、「竹岡 403番地の1」を「竹岡403番地1」に、「金谷 2,221番地の1」を「金谷2221番地1」に、「上後 308番地の1」を「上後305番地」に改める。

(富津市児童遊園地設置条例の一部改正)

第3条 富津市児童遊園地設置条例(昭和46年富津市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条の表位置の欄中「大堀1,822番地の2」を「大堀1822番2」に、「富津1,458番地の2」を「富津1458番2」に、「本郷804番地」を「本郷803番1」に、「岩瀬995番地の2」を「岩瀬995番22」に、「岩瀬898番地の1」を「岩瀬898番30」に改める。

(富津市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 富津市火葬場の設置及び管理に関する条例(昭和46年富津市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条中「前久保375番地」を「前久保385番地」に改める。

(富津市立小学校設置条例の一部改正)

第5条 富津市立小学校設置条例(昭和46年富津市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第2条の表位置の欄中「大堀2,005番地」を「大堀2042番地4」に、「富津396番地」を「富津396番地2」に、「下飯野153番地」を「下飯

野 1 5 4 番地」に、「小久保 1 2 0 番地」を「小久保 1 1 4 番地」に、「絹 1 7 8 番地」を「絹 1 7 6 番地 3」に、「鶴岡 9 8 8 番地」を「鶴岡 9 8 9 番地 1」に、「数馬 5 7 6 番地」を「数馬 5 8 1 番地 1」に、「竹岡 1 , 0 0 0 番地」を「竹岡 7 5 7 番地」に、「金谷 2 , 2 5 2 番地」を「金谷 2 2 5 4 番地 3」に、「豊岡 1 , 4 4 1 番地」を「豊岡 1 4 3 2 番地 5」に改める。

(富津市立中学校設置条例の一部改正)

第 6 条 富津市立中学校設置条例(昭和 4 6 年富津市条例第 5 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表位置の欄中「下飯野 1 , 1 3 5 番地」を「下飯野 1 2 8 3 番地 1」に、「岩瀬 6 1 6 番地の 1」を「岩瀬 6 1 9 番地」に、「佐貫 3 9 番地」を「佐貫 2 6 番地」に、「岩坂 1 0 8 番地」を「岩坂 1 0 9 番地」に改める。

(富津市学校給食調理場の設置等に関する条例の一部改正)

第 7 条 富津市学校給食調理場の設置等に関する条例(昭和 4 6 年富津市条例第 5 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表位置の欄中「小久保 1 2 0 番地」を「岩瀬 5 8 7 番地」に、「数馬 5 7 6 番地」を「数馬 5 7 2 番地 2」に、「大堀 2 , 0 0 5 番地」を「大堀 2 0 4 2 番地 4」に、「富津 3 9 6 番地」を「富津 3 9 6 番地 2」に、「下飯野 1 5 3 番地」を「下飯野 1 5 4 番地」に改める。

(富津市消防本部及び消防署の設置条例の一部改正)

第 8 条 富津市消防本部及び消防署の設置条例(昭和 4 7 年富津市条例第 2 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条中「小久保 2 , 1 0 9 番地」を「小久保 2 1 1 3 番地 2」に改める。

(富津市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 9 条 富津市老人憩の家の設置及び管理に関する条例(昭和 5 3 年富津市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の表位置の欄中「富津 6 7 9 番 1」を「富津 6 7 9 番地 8 5」に、「千種新田 2 7 7 番」を「千種新田 2 7 7 番地 1」に、「湊 1 2 0 6 番 5」を「岩坂 4 8 7 番地 5」に改める。

(富津市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 富津市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（昭和61年富津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の表位置の欄中「竹岡473番1」を「竹岡473番地1」に、「金谷2197番18」を「金谷2197番地18」に、「亀田368番1」を「亀田368番地1」に、「下飯野203番1」を「下飯野203番地1」に、「不入斗1697番1」を「不入斗1697番地1」に改める。

（富津市海浜公園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第11条 富津市海浜公園の設置及び管理に関する条例（昭和62年富津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の表位置の欄中「金谷2204番地の1」を「金谷2204番地1」に改める。

（富津市民の森の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第12条 富津市民の森の設置及び管理に関する条例（平成元年富津市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条の表位置の欄中「豊岡2785番地の1」を「豊岡2785番1」に改める。

（富津市営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正）

第13条 富津市営住宅設置及び管理に関する条例（平成9年富津市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表位置の欄中「富津1136番地」を「富津1136番地2」に、「二間塚1420番地」を「二間塚1420番地2」に、「岩坂75番地1」を「岩坂76番地1」に、「岩坂534番地1」を「岩坂534番地2」に、「竹岡977番地1」を「竹岡979番地1」に改める。

（富津市公民館及び市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部改正）

第14条 富津市公民館及び市民会館の設置及び管理等に関する条例（平成13年富津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表位置の欄中「小久保2958番地1」を「小久保3014番地」に改める。

（富津市ふれあいシニア館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第15条 富津市ふれあいシニア館の設置及び管理に関する条例（平成14年富津

市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条の表位置の欄中「大堀1丁目25番1」を「大堀一丁目25番地1」に、「千種新田346番1」を「千種新田346番地1」に、「豊岡1355番1」を「豊岡1355番地1」に改める。

(富津市高宕山自然動物園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第16条 富津市高宕山自然動物園の設置及び管理に関する条例(平成17年富津市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第3条の表位置の欄中「豊岡1779番」を「豊岡1779番1」に改める。

(富津市立公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第17条 富津市立公園の設置及び管理に関する条例(平成17年富津市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表位置の欄中「湊773番5」を「湊754番6」に改める。

(富津市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第18条 富津市体育施設の設置及び管理に関する条例(平成17年富津市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第3条の表位置の欄中「新富80番4」を「新富80番地4」に、「富津680番」を「富津680番1」に、「湊1247番」を「湊1247番2」に改める。

(富津埋立記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第19条 富津埋立記念館の設置及び管理に関する条例(平成18年富津市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条の表位置の欄中「新井932番3」を「新井932番地3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。